

## 実録出版とジャーナリズムの影：明治九年士族反乱 に関して

生住，昌大  
九州大学大学院比較社会文化学府博士後期課程一年

<https://doi.org/10.15017/8503>

---

出版情報：九大日文．8，pp.2-16，2006-10-01．九州大学日本語文学会「九大日文」編集委員会  
バージョン：  
権利関係：

# 実録出版とジャーナリズムの影

——明治九年士族反乱に関して——

生住 昌大  
IKIZUMI  
MUTSUHITO

はじめに

明治十年の西南戦争が文学や新聞ジャーナリズムに及ぼした影響について、『日本近代文学大事典』第四卷（講談社、昭五十四・十二）の「近代文学と西南戦争」（浅井清執筆）には、以下のように記されている。

いわばこの西南戦争の報道競争を契機に、創生期の新聞は脱皮することになる。すなわち報道性と正確性の重視という質的成長と発行部数の飛躍的増加という量的成長とをとげたのである。一方、このような時事性と事実性の尊重という時代の風潮に乗じて、いわゆる実録ものが流行した。たとえば沼尻桂一郎『西南太平記』（明一〇・三）、山本園衛

『西郷隆盛夢物語』（明一〇・八）、篠田仙果『鹿児島戦争記』（明一〇・三）、仮名垣魯文『西南鎮静録』（明一〇・三）など

がある。が、いずれも際も的で文学的価値に乏しい。

西南戦争は、その只中から文学の題材となり、『西南太平記』などの実録として結実した。これら「西南戦争もの」は当時多

くの読者を獲得するに至ったが、文学史のうえでは、その際物的な性格が強く災いし、「近代小説以前」として、本格的な議論の俎上に乗せられることはほとんどなかった。このように従来等閑視されてきた「西南戦争もの」であったが、これらを積極的に取り上げ、その全体像を浮き彫りにしようとする試みは二つの論考が提出されたのは、西南戦争から既に百年が過ぎた後のことであった。鈴木洋子氏の「実録からフィクションへ」（国文）五十号、昭五十三・十二と、坂井健氏の「西南戦争ものに関する小考察（一）」（三）」（『稿本近代文学』14（平成・九）、16（平成・九）、17（平成・九））がそれである。

鈴木氏は、複数の新聞が報じた「事件の記事を一冊に纏めたところに」「西南戦争もの」の需要があったとし、さらに、当初は記事的性格の強かった「西南戦争もの」が次第に読み物的性格を強めていく変容の様を示した。「西南戦争もの」が事実性よりも寧ろ物語性を自らの商品価値とするに至ったその背景に、西南戦争報道に対する規制緩和を契機として、より一層の事実性を獲得していく新聞の存在を見出している点は注目される。

一方、坂井氏は、これまで十分な論証もないままに「①文学発達のきっかけ。②史実尊重・事実探求の時代風潮の所産。③政治小説への過渡的存在」と位置づけられてきた「西南戦争もの」の内実を、相当数の作品の分析により明らかにしようとした。氏は、「西南戦争もの」が「続きもの流行の下地を作った」とし、①の妥当性を認めながらも、②については「史実尊重・

事実探求の時代風潮」に「西南戦争もの」出現の要因を求めるとは、明治時代における「出版をめぐる環境」の変化、即ち、江戸時代には固く禁じられていた時事的な題材を用いての出版が可能となった明治の出版環境に「西南戦争もの」出現の要因があったとし、③についても「明治十年前後に限るなら」という条件付で、従来の見解を否定している。

本文精説という方法で「西南戦争もの」の汪洋たる内実に迫ったこれらの研究から、未だ不明瞭な部分を多く残す実録研究が得るものは多い。しかし、「西南戦争もの」が江戸時代後期に起源を持つ実録ものの一系譜であるとするならば、これらの成果を踏まえつつ、いま一步踏み込んだ議論を進めていく必要性を感じざるを得ないのも、また確かである。

実録研究は、近年に至つてようやく軌道に乗り始めた比較的新しい研究分野と言え、主に近世文学の研究領域でその成果を著々と挙げつつある。しかし、緒に就いたばかりの実録研究ゆえ、研究者の関心は主に近世実録に集中し、明治実録はほとんど手付かずの状態にある。それでも、明治十五年一月刊行スタートの『今古実録』シリーズについては幾つかの言及があり、『今古実録』シリーズが「簡単に言えば江戸時代の実録写本小説を活字翻訳し、出版した」（藤沢毅『今古実録』シリーズの出版をめぐる）<sup>1</sup>、国文学研究資料館編『明治開化期と文学』（平十・三三所収）ものであることから、近世実録と明治実録との連続（不連続）の問題を考察する格好の題材となっている。しかし、『今古実録』シリーズが見せる明治実録の様相は、やはりその一側面でしか

ない。そもそも実録とは、江戸時代に、禁止されていた時事的な題材を用いて描くことを最大の商品価値として流通してきた、文学形式の名称である。ならば、『今古実録』シリーズに加えて、明治時代の新作実録を取り上げながら、近世実録と明治実録の連続・不連続の問題を考察する必要があるだろう。

明治実録は、明治二十年前後の所謂「近代小説」の誕生を境として、衰退の一途を辿っていくが、そのような明治実録としての最大の題材は、やはり西南戦争であったに違いない。前掲した『日本近代文学大事典』でも述べられていたように、この一大騒動を描いた「西南戦争もの」が、実録の再興と一大流行をもたらしたものであるならば、それは未だ不明瞭な部分を多く残す明治実録の様相を明らかにする可能性を十二分にはらんでいると思われる。これまで言及されてきたように、「西南戦争もの」と新聞ジャーナリズムとの関連は、近世実録には見られない明治実録固有の特徴であることは疑うべくもないが、諸作品の「序」や「緒言」に記された作者の言葉を根拠として、「西南戦争もの」の多くが複数の新聞記事を編集し構成されたものであることが指摘されてはいても、本格的な記事の特定調査がなされたことはない。それ故、記事を実録とする際の改変の問題、そこから浮かび上がるであろう個々の作品についての編者の意図など、未解決の問題は多い。明治実録の全体像を照らし出すためには、本文検討に止まらず、新聞記事と対照させながら作品の生成過程を明らかにし、当時の出版事情も念頭に置きながら、その上で個々の作品を考察する必要がある。

従来、注目されることは少なくても、取り上げられる際は必ず「西南戦争もの」と決まっていた。けれども、西南戦争勃発の数ヶ月前、つまり明治九年十月末には神風連の乱・秋月の乱・萩の乱などの土族反乱が立て続けに起こっており、当然これらを描いた実録（以下「明治九年土族反乱もの」と称す）も刊行されている。ならば、「西南戦争もの」は、これら「明治九年土族反乱もの」の成果と反省の上に存在したと考えて然るべきではないか。だが「西南戦争もの」への影響関係のみならず、そもそも「明治九年土族反乱もの」それ自体が検討されたことは、これまでなかった。明治実録研究の第一段階として、当時の新聞ジャーナリズムとの関連を踏まえながら、「明治九年土族反乱もの」の様相を明らかにすること。本稿の主眼である。

## 一 「明治九年土族反乱もの」リスト

山口武美氏の『明治期戯作本書目』（青裳堂書店、昭五十五・二二）以下『書目』には、「歴史・戦記」として分類された戯作本のなかに、十三の「明治九年土族反乱もの」が確認できる。筆者は今回、本稿執筆に際して改めて調査を行い、本書には未掲載の資料四つを手に出ることが出来た。本稿において論を進めていくうえでも必要な情報ゆえ、重複の労を厭わず、以下管見に及んだ「明治九年土族反乱もの」を紹介する。その多くは、実際の刊行年月日を特定することが出来ない。出版届を頼りに並べる。

### 熊本伝報録

鈴木幸三編。半紙本三卷三冊。明治九年十月三十日届（初編）。東京 又新舎樋口徳造。木版。

### 熊本山口追討録

内海毅編。半紙本一冊。明治九年十一月十三日届。東京 錦雲堂内海毅。活版。

### 新大西国戦争日誌

前田健次郎編。中本四卷四冊。明治九年十一月十八日届。東京 柳谷藤吉。活版。

### 新西国暴動録

栗原素行編。中本二卷三冊。明治九年十一月十九日届、同月廿三日発版、同年十二月七日再版届（第一号）。東京 拡令社荒川藤兵衛。活版。

### 西国征討戦記

吉川政興編。中本一冊。明治九年十一月二十五日出版。東京 吉川政興。活版。

### 熊本伝報記

高瀬茂頭編。半紙本三卷一冊。明治九年十一月廿日届、同月廿七日出版（巻）。山梨 内藤伝右衛門。活版。

### 熊本太平記

篠田久次郎編。中本二卷四冊。明治九年十一月二十四日届（初号上巻）。東京 栄久堂山本平吉。木版。

### 熊本山口戦争紀聞

安達成章編。中本二卷二冊。明治九年十一月二十七日届、

同九年十二月出版(第二卷)。大阪 二新書房花井和久。木版。

### 西南鎮靜録

仮名垣魯文編。半紙本四卷四冊。明治九年十二月二日版  
権免許(下巻)。東京 名山閣牧野吉兵衛。木版。

### 肥長電信録

青山薫編。半紙本三卷六冊。明治九年十二月四日届、同  
月廿日出版(初篇巻之下)。大阪 共和書屋阪田伝七。木版。

### 熊本伝報記

前田喜兵衛編。中本一冊。明治九年十二月五日届。大阪  
前田喜兵衛。木版。合巻。

### 野明九征賊記

山本憲編。半紙本四編四冊。明治九年十二月二十日届、  
同月出版。大阪 孤梅園山本憲。木版。

### 熊本十日記

松本万年編。半紙本二編二冊。明治九年十二月十五日板  
権免許、明治十年二月十日刻成(下巻)。東京 奎章閣稲  
田政吉。木版。

### 熊本戦争記

前田喜兵衛編。中本一冊。大阪 前田喜兵衛。木版。合  
巻。

### 熊本そどう追討くどき

編者不明。小本一冊。刊行年次不詳。木版。

### ひらかな山口本賊徒追討録

編者不明。中本一冊。刊行年次不詳。木版。

### ※山口本暴徒遺草

鈴木幸三編。中本一冊。明治九年十二月十九日届。東京  
又新舎樋口徳造。木版。詩歌集。

『熊本戦争記』、『熊本そどう追討くどき』、『ひらかな山口本賊徒追討録』、『山口本暴徒遺草』の四つが、『書目』未掲載の資料である。『山口本暴徒遺草』は、明治九年の土族反乱に関わった者たちの詩歌集となっており、実録とは呼べないが、関連書として加えておいた。また『熊本戦争記』は、『書目』において「合巻」体裁とされた『熊本伝報記』と同一人物、前田喜兵衛の手によるものであり、同じく「合巻」体裁となっている。以上は、国立国会図書館で手に取ることが出来る。一方、『熊本そどう追討くどき』や『ひらかな山口本賊徒追討録』については、現在までのところ、筆者は熊本県立図書館所蔵本しか知らない。ともに刊記・奥付がなく、詳細は不明である。「明治九年土族反乱もの」のなかでは、『熊本そどう追討くどき』のような「小本」体裁は珍しく、概ねひらがな文で記されたものも、『熊本そどう追討くどき』と『ひらかな山口本賊徒追討録』の二書のみである。

次に、「明治九年土族反乱もの」全体を眺めてみる。多くの実録のタイトルと、作者名の表記に見られる傾向、即ち、実録の作者が「著」と記されずに「編輯」と記されることについて

は、そうすることによって「事実尊重の姿勢を明示したのであ

り」、「作品の多くは題名の末尾を「録」・「記」とすることで事実を保証したのである」という、西田谷洋氏の指摘が既にある

（「土族反乱の文学」―鳴田一郎梅雨日記の場合）、「イミタチオ」第十三号、平二・二）。届の日付のみが記され、実際刊行された日付を特定できるものは少ないが、リストを眺めれば、十月末には既に『熊本伝報録』初編が出版届を済ませており、実録出版の動きは次第に活発化し、十二月まで続いていることがわかる。明治十年二月の『熊本十日記』以後は、パタリと「明治九年土族反乱もの」の刊行が途絶えているが、その背景に明治十年二月の西南戦争勃発とそれに伴う「西南戦争もの」の刊行があることは、容易に想像がつくだろう。「明治九年土族反乱もの」の実際の性格は、こうしたところから窺い知ることができる。

これら「明治九年土族反乱もの」の様相を、新聞ジャーナリズムとの関連に着目しながら明確にしていくことが本稿の主眼であることは、先に述べた。ならば、まずは最も早く刊行されたと推測される『熊本伝報録』（以下「伝報録」とも）に注目してみるのが妥当であろう。以下では『熊本伝報録』を取り上げ、その本文構成に着目して、新聞ジャーナリズムとの関連を追う。なお、作品本文および新聞記事引用の際は、適宜通行の字体に改め、句読点を補い、ルビを省いた。読み易さを考慮してのことであるが、論旨への影響はない。

## 二 『熊本伝報録』——その典拠

明治九年十月廿四日、夜十二時五十分二賊徒ラシキ者、熊本鎮台兵營工。何者ナルカ。多分熊本ノ賊徒テ有口ウト云。

鉄砲ヲ打込ミ、兵隊ワ一時逃去ル。跡工焼打ヲ掛ケ、夫ヨリ県庁エモ火ヲ付テ焼、此騒ギニ就テハ県令公モ參事公モ疵ヲ負セラレ、電信線ワ切落サレ、同県ノ権中属長久保公

ワ、兼テ福岡県堺工地租改正の巡回中ニテ、直ニ諸方工電報ヲ掛ケカヲ尽サレテ居ル中、遂ニ賊軍ノ為ニ手ヲ負レ：

右は『熊本伝報録』の冒頭である。表記は漢字カタカナ交じり文。漢字には概ねルビが付されているが、ここでは省略した。

この『伝報録』本文が記事調の強いものであることは、当時の新聞に目を通してみれば、比較的容易に気づくことである。「明治九年土族反乱もの」、ここでは特に『熊本伝報録』に着目し、本書が「西南戦争もの」同様、複数の新聞記事をもとに編まれたものであるのかどうか、具体的な記事の特定調査を行った。以下は、その調査報告である。

筆者は当時の主要新聞五紙、具体的には、大新聞と呼ばれた「東京日日新聞」「郵便報知新聞」「朝野新聞」と、小新聞と呼ばれた「読売新聞」「仮名読新聞」の計五紙を対象とし、『熊本伝報録』との対照作業を行った。明治九年十月末に立て続けに起こった土族反乱の口火を切ったのは、熊本県土族による神風連の乱。明治九年十月二十四日夜のことであった。その第一報が報じられたのは、暴動から二日後の十月二十六日。各紙の第

一報の冒頭部分を次に引用する。

○一昨廿四日の夜、熊本鎮台に大変ありし由の電報あり。  
風説にハ、兵營八みな焼払ひたりと聞けり……

(東京日日新聞)

道路驟力ニ怪説ヲ伝フアリ。曰ク、一群ノ賊徒一昨夜十二時過キ、卒力ニ熊本鎮台營ニ乱入シ……

(郵便報知新聞)

サア／＼大変な騒動がはじまりました。ト申すものゝ嘘か誠かハ保証仕らぬが、一昨日廿四日の夜十二時五十五分、暴発の賊徒が大勢熊本鎮台へ押寄せ……

(朝野新聞)

○これハ昨日諸方でも無い風聞を聞たゆゑ、よく糾したいと思ても新聞屋の力に及びませんが、一昨日の夜十二時五十分ごろに熊本鎮台兵營へ何者か鉄砲を打ちこみ……

(読売新聞)

なお、「仮名読新聞」は他紙に一日遅れた二十七日の紙面で「サア／＼是が実事なら大事だ／＼」云々と、熊本の変を報じている。これらの記事を並べてみると、各紙とも事件に関して半信半疑のまま、断り書きを添えながらの報道となつていくことがわかる。いち早く報じた二十六日の記事について述べれば、十月二十四日の夜に暴徒が熊本鎮台へ押し入つたという情報は一致しているものの、具体的な時刻には若干の齟齬が生じている。「東京日日新聞」は「一昨廿四日の夜」とだけしか

記していないが、「郵便報知新聞」は「十二時過キ」、「朝野新聞」は「十二時五十五分」、「読売新聞」は「十二時五十分ごろ」と記す。この齟齬こそが『伝報録』冒頭の典拠となつた記事を知る手がかりとなつた。

先に引用した『伝報録』冒頭に見られる「十二時五十分」という時刻は、「読売新聞」記事のそれと一致する。そこで『伝報録』冒頭部を「読売新聞」記事と対照してみた結果、本文と記事との一致が次々に確認され、さらに『伝報録』全文が「読売新聞」紙上で連日報道された記事を再編集したものであることが明らかとなつた。しかも他紙の記事を引用した形跡が一切確認できないという点は特筆すべきであり、このことは留意すべきであろう。「明治九年土族反乱もの」の一つである『肥長電信録』『小引』には、「此書表題ハ電信録と書と雖も、元各地の諸新聞紙より抜粹して登録する者なれハ」とあり、また『明治九年土族反乱もの』には、「一ノ新聞紙ノミニテハ遺漏ノ憾ナキコト能ハズ、此書ハ乃チ新聞紙、雑誌、雑報ノ類ヲ尽ク蒐メ、中ニ就テ最モ其确实ナラント信ズルモノヲ取り兼セテ、他說ヲ附シテ参考ニ備ヘタルモノナレバ」とあるように、いくつかの「明治九年土族反乱もの」についても「西南戦争もの」と同様に、とりあえずは編者が残した言葉から、複数の資料をもとに編まれたものであることが知れる。他の「明治九年土族反乱もの」全てに新聞との対照作業を行ったわけではないが、「読売新聞」一紙のみで編まれた『熊本伝報録』は、やはり特殊な例として押さえておかなければならない。

### 三 「読売新聞」記事から『熊本伝報録』へ

『熊本伝報録』は、連日報道される「読売新聞」記事を抜粋し構成されていたが、報道文が一つの読み物とされる場合、その時に何らかの手が加えられることは、想像に難くない。加筆、修正、削除など様々なことが考えられるが、これら改変の痕跡を逐一追っていくことで、本文を精読するだけでは見えてこない、様々な問題が浮かび上がってくるだろう。本章では、こうした改変の問題を検討する。重複する箇所もあるが、読売新聞記事と『伝報録』冒頭を再度引用する。

○これ八昨日諸方でもんでも無い風聞を聞たゆゑ、よく糾したいと思ても新聞屋の力に及びませんが、一昨日の夜る十二時五十分ごろに、熊本鎮台兵營へ、何者か鉄砲を打ち、兵隊ハ逃てしまひ大騒動だといふが、うツかり人のいふことハ中々信用ハできません。とんだ間違が起ますから。

(明治九年九月二十六日付「読売新聞」)

○昨日も風聞を出した熊本県の大騒動ハ実に変な様子で此賊ハ熊本ノ土族で有らうといふが、鎮台へ鉄砲を打ち、兵隊ハ一時逃ると、跡へ焼打をかけ、夫より県庁へも火をつけて焼き、…

(明治九年九月二十七日付「読売新聞」)

明治九年十月廿四日、夜十二時五十分二賊徒ラシキ者、熊本鎮台兵營工。何者ナルカ。多分熊本ノ賊徒テ有口ウト云。

鉄砲ヲ打込ミ、兵隊ワ一時逃去ル。跡工焼打ヲ掛ケ、夫ヨリ県庁工モ火ヲ付テ焼、…

(『熊本伝報録』冒頭)

「読売新聞」記事に施した下線部分だけを読むと、その文章は『伝報録』とほぼ一致していることがわかる。このようにして『伝報録』は編まれているのであるが、では、両者の間にはどのような異同が確認できるのだろうか。

まず、「読売新聞」で漢字ひらがな交じり文で記された文章は、『伝報録』では漢字カタカナ交じり文となつてゐる。そして、読み物には不要な文章、つまり「これハ昨日諸方でもんでも無い風聞を聞たゆゑ」云々とか「うツかり人のいふことハ中々信用ハできません」云々の文章、また「昨日も風聞を出した熊本県の大騒動ハ実に変な様子で」というような文章は、『伝報録』において削除され、二日間の記事が違和感の無く接続され、一続きの文章に仕立てられている。また、ここでは引用できなかつたが、記事では「賊ハ凡百五十人程など」といひます「と記された文章が、『伝報録』では「賊ハ大凡百五十人程ナリシトゾ」と記され、『伝報録』においてはより難い表現が用いられている。また、「此騒ぎで、一昨晩は岩倉公の御邸え」と報道された文章は「此騒ギデ、廿五日夜、東京ニテハ、岩倉公ノ御邸工」と書き換えられているように、『伝報録』では日付を明記して読み物としての体裁を整えたり、言葉を補うことにより読者の理解を助けようとしていることも窺える。

筆者は、『伝報録』全三編にわたって、「読売新聞」記事との異同を確認した。だが、改変の跡には、編者鈴木幸三なる人物

の特別な意図というものは、全く感じられなかった。直前で述べたように、記事に対する言葉の補足が、読者の理解を助けようとして施された措置である。だるうことは窺えるものの、例えば、記事に加筆・修正を加えることで政府側の活躍を誇張して描いたり、逆に賊徒側を弁護するようなものに仕立て上げようとした痕跡などはなく、読者の興味関心を積極的に喚起しようとする意図さえも読み取れない。結局のところ、記事の改変は右に述べた程度のもので、別段取り上げて論じるものではなかったが、こうした結果から見えてくることもあるだろう。『伝報録』は、「読売新聞」記事を用いて、新しい一個の読み物であることを目指したのではなく、記事を再編集することで、読者の理解を助けることをその使命としていたのではなかっただろうか。

#### 四 『熊本伝報録』の本文構成

さて、『熊本伝報録』本文は具体的にどの記事で構成されているのだろうか。「読売新聞」と『伝報録』全三編とを対照させた結果は次の通りである。

- ・ 十月二十六日〜十月三十日    ↓ 一編
- ・ 十月三十一日〜十一月五日    ↓ 二編
- ・ 十一月六日    ↓ 十一月十五日    ↓ (不採録)
- ・ 十一月十六日〜十一月二十一日 ↓ 三編

『伝報録』が、「読売新聞」の記事をほとんどそのまま引用し、

編集したものであることは先に述べた。ただ、三編には注意を払っておく必要がある。一、二編は、現在の社会面にあたる「新聞」欄に掲載された雑報記事からの引用であったが、三編だけは十一月十六日より同月二十五日まで連載された饗庭篁村(与三郎)の「暴動記」(全七回)を編集したものであることがわかった。この「暴動記」は、饗庭篁村の名を一躍世に知らしめたものとして知られているが、篁村は「暴動記」掲載の経緯を次のように記している。

先日から続けて出した熊本山口そのほかの一件は、聞込次第に出したので、中には虚説もあり又順序もわからず混じっておりますから、委しいことを日々少しづつ順をたてゝおめにかけます。尤も他の新聞に出た事もあり、当社へも出て重複になるところも有ますが、夫を省くと意味が通らず、抛所なく二度出ること有まじやう。そこハお読わけ下さりまし。

日就社中 饗庭与三郎  
ちなみに「暴動記」各回の掲載日と主な内容は次の通り。(タイトルは筆者による)

- ◎ 第一回 (十六日)    ∴ 神風連の乱 (1)
- ◎ 第二回 (十七日)    ∴ 神風連の乱 (2)
- ◎ 第三回 (十八日)    ∴ 秋月の乱
- × 第四回 (二十日)    ∴ 神風連の乱、決起前夜
- ◎ 第五回 (二十一日) ∴ 萩の乱 (1)
- × 第六回 (二十二日) ∴ 萩の乱 (2)
- × 第七回 (二十五日) ∴ 終結

『伝報録』三編に組み込まれたのは、第一、二、三、五回「暴動記」では、何故第四回は組み込まれなかったのか。理由はおそらく単純であったろう。第四回は、それまで進んでいた話を「神風連の乱、決起前夜」にまで戻して詳しく記述されているのだが、『伝報録』三編に第四回「暴動記」を組み込むと、三編が「編と時間的にも内容的にも重複してしまう。第四回「暴動記」の不採録の理由は、この様に考えてほば間違いない。

第四回「暴動記」の不採録はそれでよいとしても、第六、第七回が採録されなかったことについてはどう考えたらよいのだろうか。各編七丁で統一された『伝報録』の体裁が、三編での第六、第七回の採録を良しとしなかったに違いない。即ち、第六、第七回「暴動録」は、『伝報録』三編には収まりきれなかったのだ。『伝報録』三編は、萩の乱において政府軍が苦戦を強いられていることを記して終わっている。三編では萩の乱の巨魁前原一誠もまた捕縛されておらず、読み物としては未刊である。ただ、三編末尾には一編、二編に見られる「次号二委シク」という次号予告の文言は記されておらず、『伝報録』四編が刊行されたという形跡もないのだが、それでも読み物である実録をここで積極的に終わらせようとしたとは考えにくい。第六、第七回「暴動記」は、次の『伝報録』四編で収録される計画があったのだろうが、坂井氏の調査を見ても未完の「西南戦争もの」が多くあるように、『伝報録』は何らかの理由を以って三編までで刊行が打ち切りとなったに違いない。その理由としては、売行き不振など、様々な理由が考えられるのだが、こ

うしたことは『伝報録』本文のみを見ても明らかになるものではなく、他の「明治九年士族反乱もの」のなかに位置づけた後に初めて見えてくるものだろう。この問題は別稿に譲るとして、ここでは編者が何らかの特別な意図を持つて第六、第七回「暴動記」を削除したとは考えにくいということをおさえておきたい。また、改変の問題については前章で述べた如くであり、ここで改めて触れるようなことはしない。

取り上げるべき問題は別にある。もう一度、「読売新聞」記事と「暴動録」の対照表に戻ってみよう。どうしても見過ごせない問題、それは、十一月六日から十五日（内、十二日は休刊）までの「読売新聞」記事が、『伝報録』に一切組み込まれておらず、不採録となつていているということである。もちろん、この期間の記事もそれ以外の『伝報録』に取り込まれた記事も、何ら変わりはない。記者の耳に次々と入ってくる情報を伝聞体で報じるばかりである。

では何故、この期間の記事は『伝報録』に組み込まれなかったのか。本来であれば、この期間の記事を『伝報録』三編とし、続いて饗庭箕村の「暴動記」を『伝報録』四編とするのが自然であるように思えるのだが、『伝報録』の、この不自然な本文構成にはある一つの理由があった。

## 五 『ひらかな』盗徒追討録

今回、前掲した山口氏の『明治前期戯作本書目』には未掲載の資料

の一つとして紹介した『ひらかな熊本賊徒追討録』(以下『追討録』とも)には、刊記・奥付共に無く、出版の詳しい様子はわからない。書誌は以下の通り。

半紙本一冊。縦二十一・五糎、横十四・〇糎。今は改装されて薄茶の表紙がかけられているが、共表紙、こぐち綴じが本来の姿であつたらう。表紙は「ひらかな熊本賊徒追討録」。その左には「発売」とあるのみで出版書肆名は記されていない。本文は四丁。ただし、丁付は「二・二、四・五」と、所謂飛び丁である。挿絵三図。内題は「熊本ぞくとついうろく」。刊記・奥付共になし。刊行年、編輯人、出版書肆、発売所、いずれも不明。本文は、概ね仮名書きで記されている。明治九年十月二十四日に起つた神風連の乱から筆を起し、続いて萩の乱を描いた「山口の条」となる。官軍を尊び、反乱を起こすべきではない旨を記した「附きんげん」(謹言)が巻末に置かれている。

この『追討録』についても各新聞記事との対照作業を行つてみたところ、意外にも『追討録』は、『伝報録』では採録されなかつた十一月七日から十四日(内、十二日は休刊)までの「読売新聞」記事で成り立っていることが判明した(ただし、六日、八日および十五日の記事は『伝報録』並びに『追討録』でも収録されていない)。なお、『追討録』でも『伝報録』の場合と同様の新聞記事の改変が行われているが、編者の特別な意図を感じさせる編集の痕跡というものは一切見当たらず、特筆すべき問題はない。

『追討録』がその冒頭に採録した七日の「読売新聞」記事と

いうのは、実は十月二十八日に「熊本新聞」紙上で記された、神風連の乱の第一報を引用したものであつたので、『追討録』は都合よく乱の勃発から語り出すことが出来、萩の乱終結までを記し、幕となる。これら一連の反乱をわずか本文四丁で記すのだから、当然その内容は簡単なものだが、そうした本文で注目すべきは、「くまもとでんほうろく」の文字が二箇所に見られるということだ。神風連の乱を記した終わりの部分には、「ぞくのしがいはすかしよなりとくまもとでんほうろくにくわしく記」(賊の屍骸は数箇所なりと『熊本伝報録』に詳しく記)とあり、また萩の乱を記したその文末には「やりおきておそれりてかうさんといふくはしきことはくまもとでんほうろく三べんまでにしるすとおり」(槍置きて恐れ入りて降参といふ。詳しくことは『熊本伝報録』三編までに記す通り)とある。こうしたことから、『追討録』は『伝報録』の簡易版ということも出来るだろう。

それにしても、『伝報録』が六日から十五日までの記事を採用していないことを、『追討録』の編者が正確に把握していた事実は重要である。そういった内情を知ることが出来たのは、『伝報録』の編者である鈴木幸三、あるいは出版人樋口徳造、その他『伝報録』の作成に関わつた者だけであろう。刊記も奥付もなく、編者も出版人も未だ不明である『追討録』は、『伝報録』の作り手と同一人物であつた可能性が高い。今回用いた資料は、熊本県立図書館蔵『ひらかな熊本賊徒追討録』。手にした資料だけが偶然奥付を持っていないということもままあるので、他本の調査も必要なのだが、現在までのところ、他本発見

には至っておらず、編者、出版人ともに確定するまでには至らなかつた。

## 六 『熊本伝報録』と『ひらかな』熊本『賊徒追討録』

『ひらかな山口『賊徒追討録』については、編者や出版人が確定出来ずとも、「読売新聞」記事の採録の仕方から、『熊本伝報録』の姉妹書として間違いないが、決して同じものとして考えることは出来ない。これら二書を分かつ最大のポイントは、表記の違いであり、『伝報録』は、漢字カタカナ交じり文を採り、『追討録』はひらがな文を採用したところに、両書の違いをはつきり見てとることが出来る。『追討録』が、ひらがな文を一つの商品価値として自覚していることは、『ひらかな熊本『賊徒追討録』(傍点筆者)と明記されたタイトルからも一目瞭然である。

では、ひらがな文にどのような商品価値を見出していたのだろうか。二書が採った表記の違いは、想定読者の違いに由来するものと考えられる。『追討録』の他、「明治九年士族反乱もの」でひらがな文を採用しているのは、『熊本そうどう追討くどき』一冊のみ。故に、『伝報録』というよりは、寧ろ『追討録』が『伝報録』やその他「明治九年士族反乱もの」とは異なつた読者層を狙つてひらがな文を採用したと言わなければならない。

実録は政治を外側で眺めることしか出来ない民衆を主な読者として想定していることは江戸時代から変わりないが、そうした民衆を対象としながらも、漢字カタカナ交じりで本文を記し

た『伝報録』とひらがなで本文を記した『追討録』とは、やはり微妙に想定読者が異なってくるだろう。『追討録』巻末には「附 きんげん」(謹言)が付されており、これは「読売新聞」記事には見られない文章である。ここでは読み易さを考慮し、漢字表記に直して引用する。

### 附 謹言

大御国の有り難きこと、昔よりの代々に大いなる戦ひの数多くあるとも、官軍に向かひてその勝利を得し者なし。これ全く公道の天罰なり。然るを心得違ひより、事の起りてその征伐にあふは、如何なればこそ。恐るべしく。有り難き御代かな。尊むべしく。

昔はさておき、みるめの鑑、台湾、朝鮮、その他よそ国も皆恐れしに、吾が国内に生じながら僅かなるを以て栄ふとは云ふも愚かの次第なり。早くもこれを、惑ひの夢を覚まされよ。動乱せし人々は静み候へ。幼きも悟るべきことなり。

もともと『伝報録』と『追討録』の典拠となつた「読売新聞」自体、従来の新聞とは異なつた読者層を狙つて創られたものであつた。「読売新聞」の成立については、山田俊治著『大衆新聞がつくる明治の(日本)』(日本放送協会、平十四・十)に詳しいが、創刊号に見られる社告から、「此新ぶん紙は、女童のおしへにとて、為になる事柄を、誰にでも分るやうに書いてだす旨趣でござりますから、耳近い有益ことは、文を談話のやうに認られたものであることがわかり、「読売新聞」は「教化性が強

調されていた」ことが述べられている。つまり、「まさに、「俗談平話」で語りかける、民衆を読者対象に想定した大衆新聞」として創られたのが「読売新聞」であった。そのような「読売新聞」記事を典拠にした『伝報録』と『追討録』であるから、いずれも「民衆を読者対象に想定した」教化的な読み物ではあるのだが、特に『追討録』は、右に挙げたような教化的な文章を載せて終わっている。こうしたことから、『追討録』は『伝報録』と比べて、より「婦女子童蒙」向けに書かれた実録である、ということと言えるだろうが、これら二書ばかりを比較していても、これ以上のことは見えてこない。今度はこれらを一連の「明治九年士族反乱もの」のなかに置き、実録出版の流れの中で考察を加えていかなければならない。

### まとめ——実録出版と小新聞

以上、「明治九年士族反乱もの」の様相を窺うため、『熊本伝報録』を取り上げてきたわけであるが、その対象は最初期のごく一部に限られ、本稿が調査報告に終始してしまつた感も否めない。しかし、明治実録が新聞ジャーナリズムとの関連を抜きにしては語れない以上、典拠となつた記事の調査、改変程度の測定など、こうした作品の基礎的研究が欠かせないのもまた事実である。その過程で、刊記も奥付も持たない『ひらかな出雲賊徒追討録』が、『熊本伝報録』と姉妹書的な関係を持つことが明らかになつたことは、一つの収穫であつた。

次に引用するは、明治九年十一月二十二日の「読売新聞」記事。そこにはこう記されている。

○熊本の暴動についてハ「熊本伝報録」といふもでき、又「山口熊本賊徒追討録」といふもでき、また近々に神名垣さんハ「西南鎮静録」といふ本を著され、又絵入の前田さんハ「絵入新聞西国戦争日誌」といふを書ゝれ、第一号ハ明日出版になり、一冊ハ三錢五厘でござります。

右の記事では、本稿で取り上げた『熊本伝報録』が紹介されているが、次に紹介されている「山口熊本賊徒追討録」については、これまで未詳であつた。しかし、本稿で報告した調査結果を踏まえるならば、『伝報録』と並べられて紹介されていることから、この書を『ひらかな出雲賊徒追討録』と断定して間違いないように思われる。そして、この記事ではその他二書も併せて宣伝されているのだが、先に記した「明治九年士族反乱もの」リストを眺めればわかるように、これらと同時期にはその他多くの実録が出版されていたはずである。にもかかわらず、何故「読売新聞」はこれら四書を選び、広告したのだろうか。筆者にはこの「読売新聞」側の選択が偶然なものであるとは思えない。これらを一括りに出来るような共通項を四書のなかに見出そうとすることは、穿ち過ぎであろうか。

この記事から、素直に当時の実録出版の盛り上がりだけを見ていると、ある重要な事実を読み落してしまうように思われる。ここに記された「神名垣」「前田」の両名は、「仮名読新聞」編集長仮名垣魯文と「絵入新聞」主幹前田健次郎を指す。両紙は

いずれも「読売新聞」に次ぐ有名小新聞である。言わばこの三紙はライバル関係にあったわけだが、「読売新聞」の「仮名読新聞」及び「絵入新聞」に対する態度は友好的で、「絵入新聞」の発刊の際には「絵入新聞八兄弟がふへたやうにおもひ、大きに嬉しくぞんじて居りました」と祝福する文章を「読売新聞」に載せ、「仮名読新聞」に対しても「魯文先生の筆先ゆゑ撫ぞおもしろうござりませう」と発刊予告記事を載せるなどしていたことは、山田俊治氏の調査により既に明らかになっている。こうした事実を紹介しながら、山田氏は続けて次のような見解を述べている。

「三人兄弟むつましく、ともに力を尽されて、世に沢山な涎ぐり、夫を開化へ導いて」（一〇月二五日）という投書を採用するなど、『読売新聞』は対抗紙に対する露骨な反発を示してはいないのである。そこには、対抗関係というよりも、むしろ同じような三紙が競合することで潜在的な読者層を開拓できるような側面があったのかもしれない。

これらを踏まえつつもう一度先の新聞記事に立ち返ってみると、今問題としている実録四書を一括りに出来るような共通項を見出すことが出来るように思われる。これら四書の選択には、「読売新聞」側の競合意識があり、その四書には小新聞社との直接的な関わり、つまり、これら四書には小新聞社主導のもとで編まれたという共通項があったのではないか。「仮名読新聞」の『西南鎮静録』、「絵入新聞」の『絵入新聞西国戦争日誌』、

そして「読売新聞」の『熊本伝報録』と『ひらかな熊本山口賊徒追討録』といった具合にである。

『読売新聞』と『伝報録』『追討録』の関連は、それらが「読売新聞」記事のみで成り立ったものであること、また他の二書が競合意識を持った小新聞各社が打ち出した実録であるということ、今のところ以上二つの事実を支えられているわけであるが、別の観点からも「読売新聞」と『伝報録』『追討録』の繋がりを示せないものだろうか。

そもそも『伝報録』や『追討録』が「読売新聞」側の関知しない環境で編まれたのだとすると、無署名の雑報の転載はともかく、饗庭篁村の署名が入った「暴動録」の転載が両者の間にトラブルを起しそうなものである。つまり、当時の出版業界のモラルという側面からこの問題を考えてみても、やはり『伝報録』と『追討録』の出版には「読売新聞」が関わっていたと見る方が妥当なのではないか、と筆者は考えている。

谷川恵一氏は「翻刻の領域」(『明治の出版文化』所収、国文学研究資料館、平四・三)で、末広鉄腸の『二十三年未来記』(以下『未来記』)という書を取り上げ、こう記している。

『二十三年未来記』は一度新聞に掲載されたものをまとめて出版したものだから、版權を取得することができなかった。「蓋し新聞雑誌には原来版權なきを以て今日甲紙に記載する所は明日之を乙紙に転載するを得て(論説には十日間の制限あり)更に憚なきのみならず之を編纂して一部の書と爲し出版するも自由なりし」(版權条例、東京日日新聞、論説、

明治二一・一・二〇。だから、やろうと思えば朝野新聞に載った「夢二ナレく」を著書にして無断で本にして刊行することもできたが、そうした挙に出るものはなかったように、博文堂から本が出るのを待ちかまえていたように早速翻刻にとりかかったのである。

この『未來記』というのは、明治十八年十一月三日から二十八日まで「朝野新聞」の社説欄に全十七回にわたって連載された末広鉄腸の「夢二ナレく」に彼自身が手を入れ、単行本として出したものである。その後、多くの人々の手により『未來記』の焼き直し本(翻刻本)が出まわるようになったのだが、「版權」が認められていない新聞であるから、そこに記載された文章、即ち「夢二ナレく」もまた版權を認められず、「だから、やろうと思えば」、「未來記」刊行の前に誰しもが「著者に無断で本にして刊行することもできた」のである。ただ、モラルの問題上「そうした挙にできるものはなかった」という事実を、谷川氏はここで明らかにしている。

そもそも「蓋し新聞雑誌には原来版權なきを以て今日甲紙に記載する所は明日之を乙紙に転載するを得て更に憚なきのみならず之を編纂して一部の書と為し出版するも自由なりし」と明文化された版權条例は、明治二十年の出版条例(全面改正の際に、同条例の版權保護の部分が独立したものであるから、今問題にしている明治九年当時にそのままスライドさせて論じるわけにはいかない。ただ、明治九年当時に版權は存在し、それが新聞には認められていなかったことは、明治二十年の状況と変わ

らない。故に新聞記事を「無断で本にして刊行」しても法律上の問題は無く、それがたとえ饗庭宣村の署名入り記事であったとしても、新聞に掲載されたものである以上、版權は認められない。「だから、やろうと思えば」、「著者に無断で本にして刊行することもできた」という状況もまた、『未來記』の事案と同様である。『伝報録』や『追討録』が刊行された明治九年にも、谷川氏が示したような、出版業界のモラルが機能していただろうことは十分考えられる。

このように、「読売新聞」と『伝報録』『追討録』との関連が言えるならば、当時の有名小新聞三社が実録出版に関わっていたことになる。が、確定は出来ない。ただ、確定は出来ないのだけれども、実録出版にジャーナリズムの影が落ちていると考えてもおかしくはない現象が、『伝報録』と『追討録』の本文構成に表れていたことは、これまで確認してきた通りである。

最後に、これら四書の実録は、それぞれ異なった編集姿勢を持つており、その様相は複雑であることを付け加えておかねばならない。山田俊二氏が指摘したように「三紙が競合することで潜在的な読者層を開拓」しようとした事実があったならば、その痕跡はこれら実録のなかにも窺えるかもしれない。そういった個々の実録の性格は、本文検討に留まらず、本稿で行ったような基礎的研究を踏まえた上で初めて明らかになるものだろう。引き続き調査を行う。

本稿を閉じる今も、想定読者の問題、個々の実録の商品性、そして新聞ジャーナリズムとの関連も、未だ不明瞭な部分を多

く残したままである。今後の課題は多いが、小新聞社の実録出版という新視点は、明治実録出版界全体を捉えなおす新拠点となるに違いない。

#### 【注記】

1 文学としての本格的な実録研究で、まとまった最初の成果として、高橋圭一著『実録文学―筋を通す文学―』（精文堂出版、平十四・十一）があり、近年、雑誌「江戸文学」29号（べりかん社、平十五・十二）でも初の実録研究特集が組まれた。

2 「西南戦争もの」を扱った論考は、次のようなものがある。西南戦争と同時代の文学との関連性について述べた、林原純生「西南戦争と文学」（『日本近代文学』第58集、平十・五）。明治期草双紙の復興を担った『鳥追阿松海上新話』の成功の要因を「西南戦争もの」に見ようとした、佐々木亨「西南戦争と草双紙」（『近世文芸』69、平十一・一）。同じく佐々木亨「つづきものと西南戦争」（『日本文学』第五十三巻第一号、平十六・一）等がある。

3 対照作業の結果、『伝報録』第一編と第二編には、典拠となる記事特定できない箇所があった。この時期「読売新聞」は、明治九年の士族反乱に関する号外を度々刷っている。この号外を当時は「附録」と呼んでいたが、筆者はこれら「附録」を手にするのが出来なかつた。ただし、同年十月二十九日付「附録」は、全日本新聞連盟編『号外戦線』（全日本新聞連盟新聞時代社、昭五十三・五）に引用されていたので、『伝報録』第一編の典拠不確定箇所は、二十九日付「附録」からの採録であること

が明らかとなった。ただし、『伝報録』第二編については、明治九年十一月三日付「附録」と同月五日付「附録」が採録されていることが推測されるのだが、未だ確認するまでには至っていない。

4 明治九年当時に施行されていた「出版条例」（明治八年九月三日太政官布告第三百五十五号）の第二条には、「図書ヲ著作シ又ハ外国ノ図書ヲ翻訳シテ出版スルトキハ三十年間専売ノ権ヲ与フヘシ此専売ノ権ヲ版權ト云フ」とあり、「版權ヲ願フ者」が「願書ヲ差出シ免許ヲ請フ」た場合に限り、図書（翻訳を含む）についての版權が認められただけで、新聞には版權が認められていなかった。

5 『熊本伝報録』と読売新聞社との関連は、編集人鈴木幸三や出版人樋口徳造を足がかりとして示せそうなのであるが、両名の詳しい情報は得られなかつた。前掲リストにも挙げた『暴徒遺草』は、『伝報録』と同じく、編集鈴木幸三、出版樋口徳造となつているが、この詩歌集は「読売新聞」記事をそのまま引用したものではないようである。鈴木幸三が残した書については、現在までのところ、『伝報録』と『暴徒遺草』の二書を筆者は把握している。一方の樋口徳造は、編集兼出版人として『鹿兒島戦争記』（明十・二）という実録も出しており、出版肆としてその他様々なジャンルの書の出版に関わっている。

#### 【付記】

本稿をなすにあたり、貴重な資料の閲覧の便宜をはかって下さった熊本県立図書館を始め、諸機関に対し、深甚の謝意を表します。

（九州大学大学院比較社会文化学府博士後期課程一年）